

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：白川町

令和8年9月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.5%
全職員	66.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	91.6%
本庁係長相当職	92.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	95.4%
26～30年	84.7%
21～25年	92.4%
16～20年	72.6%
11～15年	96.3%
6～10年	72.9%
1～5年	84.3%

【説明欄】

- ・職員区分ごとの男女間給与の差異は小さいものの、短時間や扶養範囲内等、多様な働き方を選択する会計年度任用職員の75.8%が女性のため、全体で比較したときに男女間給与の差異が大きくなる。
- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」については該当がないため記載なし。
- ・勤続年数別の「36年以上」については該当する女性職員がないため記載なし。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日
管理的地位にある職員	6.7%

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	6.7%
本庁課長補佐相当職	38.5%
本庁係長相当職	42.3%

【説明欄】

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
一般行政職	33.3%
看護・保健職	100%

Ⅴ 継続勤務年数の男女差

区分	令和7年度
男性	18.6年
女性	14.8年

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和 7 年度
男性	100%
女性	100%

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	1 0 0 %	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	—	—	1 0 0 %
12 月超 24 月以下	—	—	—	—
24 月超	—	1 0 0 %	—	—

--

VII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5. 7時間／月
内部部局等以外	1. 9時間／月

【説明欄】

--

VIII 職員の年次有給休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年度
職員一人当たりの年次有給休暇平均取得日数	9. 4日

【説明欄】

--